

## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付実施要綱

### (目的)

第1 この実施要綱は、東日本大震災により甚大な被害を受けた福島県相双地域等において従事する介護人材不足に対応するため、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する被災地における福祉・介護人材に対する介護職員初任者研修等の受講料及び就職準備金（以下「奨学金」という。）の適正な貸付業務に資するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この実施要綱において「介護保険施設等」とは、介護保険法に規定する介護保険施設、（介護予防）居宅サービス事業所、（介護予防）地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する老人福祉施設その他県社協会長が適当と認める事業所をいう。

### (実施主体)

第3 この奨学金貸付の実施主体は、県社協とする。

2 県社協は、奨学金の貸付事務を処理するにあたり、第2により規定する介護保険施設等と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

### (貸付対象者)

第4 奨学金の貸付の対象者は、次の(1)又は(2)の要件を満たす者であって、(3)に該当する者とする。

(1) 福島県外に居住している者（県外避難等により福島県内に住所を有しながら福島県外に居住している者を含む。）で、相双地域（相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）、いわき市及び田村市（以下「相双地域等」という。）に所在する（東日本大震災により被災して以降、一時的に相双地域等の区域外で運営している場合を含む。）介護保険施設等で介護等の業務に従事することが内定または決定している者。

(2) 避難指示区域（南相馬市小高区、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯舘村、葛尾村、川内村、川俣町山木屋地区、田村市都路地区）から避難し、福島県内に居住している者が、避難指示が解除された区域に所在する介護保険施設等で介護等の業務に従事することが内定または決定している者。

(3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程として、福島県又は福島県知事が指定した者が行う研修課程（以下「介護職員初任者研修」という。）を受講する者。

ただし、次に該当する者については、介護職員初任者研修に代えて、福島県が定める研修を受講する者とする。

○ 介護福祉士

- 改正社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事の指定した養成施設（いわゆる実務者研修）を修了した者
  - 介護職員初任者研修を修了した者
  - 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年 3 月 2 日厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員に関する一級課程又は二級課程を修了した者
  - 地方自治体が実施する介護に関する入門的研修又はそれに準ずるものとして福島県が認める研修
- 2 世帯赴任加算等及び自動車輸送費用等加算の貸付対象者は、次に該当する者に限る。
- (1) 貸付申請時において生計を同一にする同居の家族（扶養している 3 親等以内の親族、戸籍上の配偶者）がいる者であって、介護保険施設等への就職にあたり当該家族とともに世帯で赴任する者または当該家族と別居し単身で赴任する者
  - (2) 介護保険施設等への就職にあたり、赴任先までの自家用自動車等の輸送を必要とした者または新規に自家用自動車等を購入した者

（貸付対象者の募集人数）

第 5 募集を行う人数は別に定める。

（貸付額）

第 6 奨学金の貸付額は、以下のとおりとする。

- (1) 介護職員初任者研修又は福島県が定める研修の受講料（研修実施機関に支払う授業料、実習費、教材費を含む。） 150,000 円以内（実費相当）
- (2) 就職準備金 300,000 円又は 500,000 円

ただし、次に定める額を、就職準備金に加算することができるものとする。

ア 世帯赴任加算等

家族世帯の場合 本人 125,000 円と家族 1 名につき 50,000 円

単身赴任の場合 本人 200,000 円

イ 自動車輸送費用等加算

次の①又は②のいずれか 200,000 円以内（実費相当）

①自家用自動車等を所有している場合は輸送費用

②自家用自動車等を新規購入した場合は登録手続代行料のほか、車庫証明費用、納車費用、下取り費用、リサイクル費用、自賠責保険料等の購入手続きに係る費用

（貸付方法及び利子）

第 7 奨学金の貸付は、県社協会長と第 4 による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 奨学金の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受

人」という。)が正当な理由がなく奨学金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(連帯保証人)

第8 申請者は連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた奨学金の返還の義務を負うものとする。

(貸付の申請)

第9 申請者は、介護保険施設等の長を経て次の書類を県社協会長に提出するものとする。

- (1) 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付申請書(様式1の1、様式1の2)
- (2) 世帯赴任加算等・自動車輸送費用等加算に係る申請書(様式1の3)
- (3) 申請者にかかる現住所等を証明する書類
- (4) 受講する研修内容及び受講料を証明する書類
- (5) 申請者の履歴書(写し)
- (6) 連帯保証人の所得を証明する書類
- (7) 雇用を証明する書類
- (8) その他県社協が必要と認める書類

(審査及び決定)

第10 県社協会長は、申請者から提出があった書類を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 県社協会長は、前項による審査の結果を被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付(承認・不承認)決定通知書(様式2)により、介護保険施設等の長を経て申請者に通知するものとする。

(貸付に係る契約等)

第11 第10により奨学金の貸付の決定通知を受けた申請者は、決定通知のあった日から起算して14日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。

- (1) 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金金銭消費貸借契約書・2部(様式3)
- (2) 誓約書(様式4)
- (3) 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金送金口座[申込・変更]申請書(様式5)
- (4) 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書(様式6)
- (5) 印鑑証明書
- (6) その他県社協会長が必要と認める書類

2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、奨学金の貸付を辞退したものとみなす。

(奨学金の交付)

第 12 県社協会長は、第 11 により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る奨学金を交付するものとする。

2 奨学金は、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金送付口座（申込・変更）申請書（様式 5）により申出があった口座に振込により送金するものとする。

(返還)

第 13 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付を受けた奨学金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合には初回の返還金に上乗せする。）により返還しなければならない。

- (1) 奨学金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 対象地域の介護保険施設等において介護等の業務に従事しなかったとき又は返還債務が免除となる業務従事期間を満たさずに離職したとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 奨学金の返還は、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、10 年を上限として返還しなければならない。

3 前 1 項のほか、虚偽その他不正な方法により奨学金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた奨学金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

4 借受人が貸付契約の解除及び奨学金の返還に至ったときは、その日から 14 日以内に被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還計画申請書（様式 8）を県社協会長に提出しなければならない。

5 県社協会長は、前項の返還計画に基づき、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還通知書（様式 9）により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第 14 県社協会長は、借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予することができる。

(返還猶予の申請等)

第 15 借受人は、第 14 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還猶予申請書（様式 10）
- (2) やむを得ない事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があったときは、審査のうえ、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還猶予申請結果通知書（様式 11）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第 16 県社協会長は、借受人が勤務した介護保険施設等において、奨学金のうち介護職員初任者研修等の受講料については 2 年間、就職準備金については貸付額が 300,000 円の場合 1 年間、500,000 円の場合 2 年間引き続き介護等の業務に従事したとき（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）は、貸し付けた奨学金に係る返還債務を免除できるものとする。

ただし、500,000 円を借り受けた者が 1 年以上 2 年未満で退職した場合は、300,000 円は免除できるものとする。

2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

3 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた奨学金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。ただし、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り個別に適用するものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた奨学金を返還することができなくなったときは、返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。

(2) 長期間所在不明となっている場合等奨学金を返還させることが困難であると認められる場合であって、最終返還期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。

4 従事する介護保険施設等の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、相双地域等以外において介護等の業務に従事した期間も本条に定める期間に含めることができる。

(返還債務の免除の申請等)

第 17 借受人は、第 16 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

(1) 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還免除申請書(様式 12)

(2) 介護保険施設等において介護等の業務に従事したことが確認できる書類

2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査のうえ、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還免除申請結果通知書（様式 13）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第 18 奨学金の返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護等の業務等に従事した日から業務に従事しなくなった日の前日までの期間による。

(延滞利子)

第 19 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく奨学金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

(届出義務)

第 20 借受人等は、貸付けた奨学金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金届出事項変更届（様式 7）を県社協会長に届け出しなければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人の氏名、住所、勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。
- (2) 借受人が業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3) 借受人が研修の受講を中止したとき又は研修を修了しなかったとき。

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は被災地における福祉・介護人材に対する奨学金届出事項変更届（様式 7）に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

3 前項による届出は、貸付けた奨学金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

(その他)

第 21 県社協会長は、第 20 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、奨学金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるものを除くほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付実施要綱の規定により、奨学金の貸付を受けたいので、裏面記載の関係書類を添えて申請します。

|               |               |                  |  |
|---------------|---------------|------------------|--|
| ※借受人番号        |               | ※貸付年月日           |  |
| フリガナ<br>申請者氏名 |               | (印)              |  |
| 生年月日・性別       |               | 年 月 日生 (満 歳) 男・女 |  |
| 住<br>所        | 転入前住所         | 〒                |  |
|               | 転入後住所         | 〒                |  |
|               | ※避難前住所        | 〒                |  |
| 電 話           |               | 携帯電話             |  |
| 貸付申請額         | 研修等受講料        | 円                |  |
|               | 就職準備金         | 円                |  |
|               | 世帯赴任加算等       | 円                |  |
|               | 自動車輸送費用等加算    | 円                |  |
|               | 合 計           | 円                |  |
| 受講(予定)研修      | 研 修 名         |                  |  |
|               | 研 修 実 施 機 関 名 |                  |  |
|               | 研 修 受 講 期 間   |                  |  |
| 勤務先(内定)名      |               |                  |  |

※印の欄には、記入しないでください。

上記の通り、申請者が勤務(又は内定)していることを証明します。

年 月 日

勤務(内定)先の施設名

代表者名

(印)

## 連 帯 保 証 人

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

私は、申請者が被災地における福祉・介護人材に対する貸付実施要綱の規定により、貸付を受ける奨学金の返還の債務について、連帯して保証します。

|             |                              |         |              |  |
|-------------|------------------------------|---------|--------------|--|
| フリガナ<br>氏 名 | ⑩                            | 性別      | 男 ・ 女        |  |
|             |                              | 生年月日    | 年 月 日生 (満 歳) |  |
| 現 住 所       | 〒                            | 扶 養 家 族 | 人            |  |
|             |                              | 申込者との関係 |              |  |
| 電 話 番 号     |                              | 携 帯 電 話 |              |  |
| 勤 務 先 名     |                              |         |              |  |
| 勤 務 先 住 所   | 〒                            | 勤 務 年 数 | 年            |  |
| 業 種         |                              |         |              |  |
| 雇 用 形 態     | 正規職員 ・ 非正規職員 ・ パート ・ その他 ( ) |         |              |  |

注) 貸付申請書に必要な書類を添付してください。

- 1 申請者の転入前の住所と転入後の住所、避難されていた方は避難前の住所を証明する書類(住民票等)
- 2 研修受講料を借り受ける方は、受講を証明する書類(受講の領収書等)
- 3 申請者の履歴書(写し)
- 4 連帯保証人の所得を証明する書類(所得証明書、源泉徴収票等の写し)
- 5 雇用を証明する書類(労働条件通知書又は採用(内定)通知書等)
- 6 「世帯赴任加算等・自動車輸送費用等加算に係る申請書」(様式1の3)
- 7 その他県社協会長が必要と認める書類

なお、提出された書類は返還いたしませんので、予めご了承ください。



**被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業  
世帯赴任加算等・自動車輸送費用等加算に係る申請書**

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付実施要綱の規定により、就職準備金加算を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|   |         |            |        |       |  |
|---|---------|------------|--------|-------|--|
| ※借受人番号  |         |            | ※貸付年月日 |       |  |
| フリガナ<br>申請者氏名                                       | ①       |            |        |       |  |
| <b>1. 世帯赴任加算等</b> 該当する(1)、(2)のいずれかを記入               |         |            |        |       |  |
| (1) 単身赴任加算 [就職にあたり別居する扶養家族(3親等以内)を○で囲む]             |         |            |        |       |  |
| 配偶者(有・無)  | 子(有・無)  | その他の親族〔続柄〕 |        |       |  |
| (2) 家族世帯加算 [就職にあたり世帯で赴任する扶養家族(3親等以内)を○で囲み該当する人数を記入] |         |            |        |       |  |
| 配偶者(有・無)  | 子〔      |            | 〕人     |       |  |
| その他の親族〔続柄〕〔   |         | 〕人         |        | 〔続柄〕〔 |  |
|   |         | 〕人         |        |       |  |
| 〔必要添付書類〕  |         |            |        |       |  |
| ① 住民票謄本 1通  |         |            |        |       |  |
| ② 扶養を確認できる書類 1部                                     |         |            |        |       |  |
| <b>2. 自動車輸送費用等加算(実費)</b> 該当する(1)、(2)のいずれかを記入        |         |            |        |       |  |
| (1) 自動車輸送費用   | 輸送業者名   |            |        |       |  |
|   | 輸送費用〔   |            |        |       |  |
|   |         | 〕円         |        |       |  |
| (2) 自動車新規購入手<br>続き費用                                | 登録手続代行料 | 〔          |        |       |  |
|   |         |            | 〕円     |       |  |
|   | 車庫証明費用  | 〔          |        |       |  |
|   |         |            | 〕円     |       |  |
|   | 納車費用    | 〔          |        |       |  |
|   |         |            | 〕円     |       |  |
| 下取り費用   | 〔       |            |        |       |  |
|   |         | 〕円         |        |       |  |
| リサイクル費用   | 〔       |            |        |       |  |
|   |         | 〕円         |        |       |  |
| 自賠責保険料  | 〔       |            |        |       |  |
|   |         | 〕円         |        |       |  |
| 〔必要添付書類〕  |         |            |        |       |  |
| ① 費用の内訳が確認できる領収書(写し可)                               |         |            |        |       |  |

※印の欄には、記入しないでください。

様

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付（承認・不承認）決定通知書

このたび申し込みのありました、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金の貸付については、下記のとおりとなりましたので、通知します。

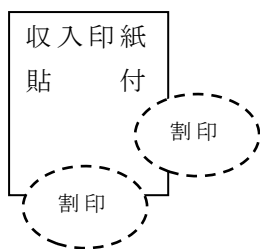
## 記

1 選考結果 貸付を承認します ・ 貸付を不承認とします

2 書類の提出について(以下は貸付を承認した場合のみ記載)

申請のあった奨学金は、以下のとおり承認されましたので確認の上、14日以内に必要書類を提出してください。提出が無い場合は、貸付を辞退したものとみなします。借受人番号は今後必要となりますので、本決定通知書は保管くださるようお願いいたします。

|          |  |   |
|----------|--|---|
| 借受人番号    |  |   |
| 借受人氏名    |  |   |
| 貸付金額     | 研修受講料  | 円 |
|          | 就職準備金  | 円 |
|          | 世帯赴任加算等  | 円 |
|          | 自動車輸送費用等加算   | 円 |
|          | 合計   | 円 |
| 連帯保証人の氏名 |  |   |
| 提出書類     | ①「金銭消費貸借契約書（様式3）」 2部<br>②「誓約書（様式4）」 1部<br>③「印鑑証明書」 借受人と連帯保証人各1部<br>④「奨学金送金口座（申込・変更）申請書（様式5）」 1部<br>⑤「奨学金貸付に伴う個人情報の取扱い（様式6）」 借受人と連帯保証人各1部 |   |



## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金金銭消費貸借契約書

貸付者 社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「甲」という。）、借受人（ ）（以下「乙」という。）及び連帯保証人（ ）（以下「丙」という。）とは、次のとおり被災地における福祉・介護人材に対する奨学金金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（被災地における福祉・介護人材に対する奨学金の貸付）

第1条 甲は、乙に対して、以下の条項に従った内容の被災地における福祉・介護人材に対する奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付を行います。

（貸付方法及び貸付額）

第2条 奨学金の貸付は、甲と被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付実施要綱（以下「実施要綱」という）第4による貸付対象者との契約により貸付けます。

|   |   |
|---|---|
| 2 介護職員初任者研修又は県が定める研修の受講料(研修実施機関に支払う授業料、実習費、教材費を含む。) | 円 |
| 就職準備金   | 円 |
| 世帯赴任加算  | 円 |
| 自動車輸送費用等加算  | 円 |

（貸付利子）

第3条 奨学金の貸付に係る利子は、介護保険施設等への就業期間中及び返還の猶予中は無利子とします。

（返 還）

第4条

乙又は丙は、第13に該当するに至ったときは、14日以内に返還計画申請書を乙に提出するものとします。

2 甲は、実施要綱第15により返還の猶予の申請があり、これを承認したときには、申請のあった期間について返還を猶予することができます。

3 乙又は丙は、実施要綱第13の第1項または2項及び3項による場合であって、乙又は丙が正当な理由なく奨学金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとします。

4 前項に規定する延滞利子の計算については、年365日として計算するものとします。

5 前3項により計算した延滞利子の額が100円未満であるときは、延滞利子を徴収しないものとし、その徴収額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、ます。

(借受人の義務)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに甲に届け出なければなりません。

- (1) 乙の氏名、住所、勤務先等に変更があったとき。
  - (2) 乙が業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
  - (3) 乙が研修の受講を中止したとき又は研修を終了しなかったとき。
- 2 乙が死亡したときは、その親族又は丙は、事実を証明する書類を添えてその旨を直ちに甲に届け出なければなりません。
- 3 乙は、貸付の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、届出事項に変更があった都度その旨を直ちに甲に提出しなければなりません。
- 4 前項による届け出は、借受けた奨学金に係る債務が消滅したときは、この限りではありません。

(連帯保証人の義務)

第6条 丙は、本契約により生じる乙の一切の債務について保証し、乙と連帯して責任を負うものとし、ます。

- 2 丙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに甲に届け出なければなりません。
- (1) 乙が死亡したとき、又は所在不明となった場合。
  - (2) 丙の届け出事項、その他重要な事項に変更があったとき。

(貸付契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙との貸付契約を解除するものとし、ます。

- (1) 虚偽その他不正な方法により奨学金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) その他奨学金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(契約の終了)

第8条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了します。

- (1) 甲が実施要綱第16の第1項及び第2項により返還債務の免除を行ったとき。
- (2) 乙又は丙が、第4条による奨学金の返還を完了したとき。

(費用負担)

第9条 奨学金の貸付に係る書類の収集及び印紙代、奨学金の返還に係る金融機関等の振込手数料等の経費は乙が負担するものとし、ます。

(管轄裁判所の合意)

第10条 本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とし、ます。

(雑則)

第 11 条 本契約書の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約書に定めのない事項については、実施要綱によるものとします。

2 乙及び丙は、本契約書に記載した個人情報について、本奨学金の貸付に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに予め同意します。

本契約が成立したことを明らかにするため、本契約書を 2 通作成し、甲乙がそれぞれ 1 通持つこととします。

年 月 日

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| (甲) 住 所 | 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地             |
| 氏 名     | 社会福祉法人福島県社会福祉協議会<br>会 長 瀬 谷 俊 雄 |
| 電話番号    | 0 2 4 - 5 2 6 - 0 0 4 5         |

|         |  |
|---------|--|
| (乙) 住 所 |  |
| 氏 名     |  |
| 電話番号    |  |

実印

|         |  |
|---------|--|
| (丙) 住 所 |  |
| 氏 名     |  |
| 電話番号    |  |

実印

注) 印鑑は「実印」を押印し、印鑑証明書を乙、丙各 1 部 (決定通知の日付から 3 か月以内に発行されたもの) を添付してください。

## 誓 約 書

私は、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付実施要綱の規定に従い、相双地域等の介護保険施設等において介護等の業務に従事するとともに、介護職員初任者研修又は県が定める研修を受講することを誓約します。

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所

氏 名

実印

私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務の一切を連帯して負担します。

(連帯保証人) 住 所

氏 名

実印

## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金送金口座

## (申込・変更) 申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

|             |        |                  |               |
|-------------|--------|------------------|---------------|
| 借受人番号       |        |                  |               |
| 申出の事由       | 1 : 新規 | 2 口座の変更          | 3 : その他       |
| 住 所         | 〒      |                  |               |
| フリガナ<br>氏 名 | (印)    | 生<br>年<br>月<br>日 | 年 月 日<br>( 歳) |

私は、次のとおり奨学金送金口座を（ 申し出 ・ 変更を申し出 ）ます。

## &lt;金融機関名&gt;

|       |           |  |  |  |  |  |  |
|-------|-----------|--|--|--|--|--|--|
| 振 込 先 | 金融機関等の名称  |  |  |  |  |  |  |
|       | 支店名称      |  |  |  |  |  |  |
|       | 口座の種類     | 1 : 普通預金    2 : 当座預金<br>3 : 貯蓄預金(通常貯蓄預金) |  |  |  |  |  |
|       | 口座番号(左づめ) |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義  | (フリガナ)    |  |  |  |  |  |  |
|       |           |  |  |  |  |  |  |

注) ・口座名義は原則借受人とする

- ・ゆうちょ銀行の支店名称は漢数字で記入(例：八二八店、八一八店等)してください。
- ・通帳の見開きページのコピー(銀行名、支店名、口座番号、口座名義が記載されている部分)を添付してください。

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

### 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付に伴う個人情報の取扱い

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付」（以下「奨学金貸付」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年11月、厚生労働省）に基づいて、「福島県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「福島県社会福祉協議会におけるコンピューター情報システムの運用管理に関する規程」により運用します。

#### 記

#### 1 個人情報の利用目的

奨学金貸付の適正、かつ、円滑な運用を図るため、就業した介護保険施設等の名称、受講する研修名、就労状況、資格取得状況のほか、所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

#### 2 個人情報の利用

奨学金貸付に係る事務を掌るため、上記1の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

##### (1) 市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について居住地の市区町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのため、転入先先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

##### (2) 各種金融機関

奨学金の交付に関する払込み、奨学金の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

##### (3) その他関係機関

勤務している（予定を含む）介護保険施設等や研修実施機関に対して、事実確認のために情報を提供し、又は情報の提供を受けます。

#### 3 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記2による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。なお、借受人相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

(1) 法令又は条例の規定に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事を遂行することにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

#### 4 個人情報の管理



- (1) 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピューターに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、毀損のないように努めます。
- (2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協事務局長をシステム管理者とし、コンピューターを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。また、コンピューターの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。
- (3) 奨学金貸付に関わる個人情報については、奨学金の返還が完了した月が属する年度、又は免除を受けた年度から起算して5年が経過した時点で、破棄又は削除します。

## 5 保有個人情報の開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

## 6 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。もし、奨学金の貸付に関わって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

(苦情対応担当) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会人材研修課長

(苦情対応責任者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会事務局長

住所 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地

電話 024-526-0045 FAX 024-524-3618

電子メール jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp

**【同意書】** ※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には口内にチェックを入れ、自署・押印してください。

- 私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。
- 私は、奨学金の借入に伴い、申請書等の提出書類に記載した個人情報について、本書ならびに福島県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ (印)

## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金届出事項変更届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

貸付番号

氏 名

印

標記奨学金に関する届出事項について、変更等があったので下記のとおり届出ます。  
 (以下、該当する変更事項番号を○で囲み、該当する欄に記入してください。)

## 1. (借受人・連帯保証人)の氏名・住所等の変更

|                 | 変更前   | 変更後 |
|-----------------|-------|-----|
| 氏 名             |       |     |
| 住 所             | 〒     | 〒   |
| 電 話 番 号         |       |     |
| 勤 務 先 名         |       |     |
| 勤 務 先 住 所       |       |     |
| 勤 務 先 異 動 年 月 日 | 年 月 日 |     |

## 2. 借受人の退職または休職に関する事項

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 勤 務 先 名         |       |
| 退 職 ・ 休 職 年 月 日 | 年 月 日 |
| 理 由             |       |

## 3. 借受人の研修受講に関する事項

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 研 修 名 称           |             |
| 受 講 の 中 止 ・ 未 修 了 | 中 止 ・ 未 修 了 |
| 理 由               |             |

## 4. (借受人・連帯保証人)の死亡

|           |       |
|-----------|-------|
| 氏 名       |       |
| 死 亡 年 月 日 | 年 月 日 |

※証明書類を必ず添付してください。(退職した時は離職証明書、転職した時は雇用通知書の写し、住所を移動した時は住民票、氏名を変更した場合は戸籍抄本、研修受講の中止や未修了の場合は受講期間の証明書、死亡の場合は除籍証明書(又は死亡診断書の写し)等)

## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金により貸付を受けた奨学金を、下記の通り返還いたします。

|                           |  |           |   |
|---------------------------|--|-----------|---|
| 借受人番号                     |  | 借受人氏名     |   |
| 借用金額                      | 円  |           |   |
| 返還金額                      | (総額)<br>円  | (1回の返還金額) | 円 |
| 一部免除申請                    | 無 ・ 有 ( 円)   |           |   |
| 返還方法                      | 1. 月賦 ( 回払い) ・ 2. 一括   |           |   |
| 返還期間                      | 年 月 日 ~ 年 月 日  |           |   |
| 返還理由<br>(該当項目に○印を付けてください) | 1 奨学金の貸付契約が解除された<br>2 対象地域の介護保険施設等において介護等の業務に従事しなかった又は返還債務が免除となる業務従事期間を満たさずに離職した<br>3 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった<br>4 その他 (以下に記入してください) |           |   |

注) 一括返還する場合は、「返還金額」の「一回の返還金額」の欄にその金額を記入し、「返還方法」の「2. 一括」に○をして提出してください。

様

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長

## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還通知書

あなた様に貸し付けております被災地における福祉・介護人材に対する奨学金の返還について、下記のとおり返還の開始となりますので通知します。

なお、奨学金の返還は、10年を限度として均等払により返還していただきますようお願いいたします。振込手数料は、奨学金の返還とは別途ご負担をお願いいたします。返還が遅延した場合は「延滞利子」[返還期限の翌日から返還までの延滞日数に応じ、年5%の割合]を徴収します。

|                 |   |       |   |
|-----------------|---|-------|---|
| 借受人番号           |   | 借受人氏名 |   |
| 返還免除申請額         | 円   | 返還金額  | 円 |
| 返還免除決定額         | 円   |       |   |
| 返還開始の年月日<br>と期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで  |       |   |
| 返 還 方 法         | 1 月額の場合 (月額 円) × ( 箇月) = 円<br>※均等払いより生ずる端数は、初回の返還時に加算します。<br>2 一括返還 本会指定口座へ送金 (※下欄の送金口座に送金)               |       |   |
| 返 還 期 限         | 1 月額払い ⇒ 毎月15日 金融機関口座より自動引落し<br>※返還期限は、毎月15日まで。金融機関が休業日にあたる時は、その前日の営業日まで納入のこと。<br>2 一括返還 ⇒ 年 月 日まで下記口座へ送金 |       |   |
| 送 金 口 座         | ①金融機関名<br>②支店名<br>③預金種類 普通 ・ 当座<br>④口座番号<br>⑤口座名義   |       |   |

## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

電話番号

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付による貸付を受けた奨学金の返還の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

|                                      |  |   |       |   |  |
|--------------------------------------|--|---|-------|---|--|
| 借受人番号                                |  |   | 借受人氏名 |   |  |
| 就 業 施 設                              | 名 称                                    |   |       |   |  |
|                                      | 所在地                                    |   |       |   |  |
| 貸 付 決 定 日                            | 年 月 日 ※奨学金金銭消費貸借契約書(様式3)裏面の年月日を記入      |   |       |   |  |
| 借 用 金 額                              | 円                                      |   |       |   |  |
| ( 内 訳 )                              | 研修受講料                                  | 円 | 就職準備金 | 円 |  |
| 返 還 猶 予<br>申 請 額                     | 円                                      |   |       |   |  |
| 返還猶予期間                               | 年 月 ~ 年 月 ( 年 箇月間)                     |   |       |   |  |
| 申 請 理 由<br>(該当項目に○<br>印を付けてく<br>ださい) | 1 災害<br>2 疾病、負傷<br>3 その他(以下に記入してください。) |   |       |   |  |
| 理 由 発 生<br>年 月 日                     | 年 月 日                                  |   |       |   |  |

注) 申請理由が確認できる書類を添付してください。(罹災証明、診断書等)

様

社会福祉法人

福島県社会福祉協議会長

## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還猶予申請結果通知書

このたび申し込みのありました被災地における福祉・介護人材に対する奨学金の返還猶予申請については、下記のとおりとなりましたので通知します。

|              |                      |         |   |
|--------------|----------------------|---------|---|
| 借受人番号        |                      | 借受人氏名   |   |
| 審査結果         | 1 決定<br>2 否決         |         |   |
| 返還猶予申請額      | 円                    | 返還猶予決定額 | 円 |
| 貸付決定日        | 年 月 日                |         |   |
| 返還猶予を許可する期間  | 年 月 から 年 月まで ( 年 箇月) |         |   |
| 返還猶予終了後の返還期間 | 年 月 から 年 月まで ( 年 箇月) |         |   |
| 備考           |                      |         |   |

注) 猶予期間中、氏名・住所等の届け出事項に変更が生じた場合は、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金届出事項変更届 (様式 7) を提出してください。

## 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

電話番号

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付による貸付を受けた奨学金の返還について返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

|                               |  |   |                             |         |  |
|-------------------------------|--|---|-----------------------------|---------|--|
| 借受人番号                         |  |   | 借受人氏名                       |         |  |
| 借受時の<br>勤務先                   | 勤務先名   |   |                             |         |  |
|                               | 住 所  |   |                             |         |  |
| 貸付決定日                         | 年 月 日  |   | ※奨学金金銭消費貸借契約書(様式3)裏面の年月日を記入 |         |  |
| 借用金額<br>(内訳)                  | 円  |   |                             |         |  |
|                               | 研修受講料  | 円 | 就職準備金                       | 円       |  |
|                               | 世帯赴任加算   | 円 | 自動車輸送費用等加算                  | 円       |  |
| 返還免除申請額                       | 円  |   |                             |         |  |
| 申請理由<br>(該当項目に○印を<br>付けてください) | 1 介護保険施設等において(1年間・2年間)引き続き介護等の業務に従事した(在職証明書を添付)<br>2 業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡(除籍証明書又は死亡診断書の写しを添付)<br>3 業務に従事している期間中に、業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった(診断書等を添付)<br>4 その他(以下に詳細を記入。その状況が確認できる書類を添付) |   |                             |         |  |
| 勤務先及び<br>業務従事状況               | (勤務先名)   |   | (業務従事状況)                    |         |  |
|                               |  |   | 年 月 日 ~                     | 年 月 日まで |  |
|                               |  |   | 年 月 日 ~                     | 年 月 日まで |  |

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

勤務先施設名

代表者名

印

(様式13)

福祉協発第 号

年 月 日

様

社会福祉法人

福島県社会福祉協議会長

**被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還免除申請結果通知書**

このたび申請のありました被災地における福祉・介護人材に対する奨学金の返還免除申請については、下記のとおりとなりましたので、通知します。

|             |              |             |   |
|-------------|--------------|-------------|---|
| 借受人番号       |              | 借受人氏名       |   |
| 審査結果        | 1 決定<br>2 否決 |             |   |
| 返還免除<br>申請額 | 円            | 返還免除<br>決定額 | 円 |
| 備考          |              |             |   |